

認証書・認証規則の謄本の交付について

1 手続きについて

宗教法人法第25条の規定により、宗教法人の事務所には、常に認証書及び認証規則を備えなければならないこととされており、これらの書類を紛失した場合には、謄本の交付を受ける必要があります。

謄本の交付を受ける必要がある法人は、「証明書等交付申請書」に代表役員の身分証（運転免許証等）の写しを添付の上、当係までご提出ください。（郵送可）

※ 使途（提出先）が「規則変更申請の添付書類用」である場合、任意解散または吸収合併（※被吸収（消滅）法人に限る）に関しては、下記書類（2点）を提出していただくことにより、規則の添付を省略できます。詳しくは、事前にご相談ください。

- ①規則を添付できない旨を記した書面（紛失の経緯等）
- ②代表役員の身分証（運転免許証等）の写し

2 手数料について

交付にあたっては、規則1枚につき400円の手数料（福岡県領収証紙）が必要です。例えば、規則が全部で5枚ある場合は、400円×5枚で、2000円分の福岡県領収証紙が必要となります。

規則の枚数は法人によって異なります。規則の枚数がわからない場合は、県保管の資料で調べる必要がありますので、当係までお問い合わせください。

3 規則の管理について

認証書及び認証規則は、宗教法人として最も重要な書類の1つです。紛失されることのないよう、適切に管理していただきますよう十分ご注意願います。